

病・診連携休日 急患診察室当番医 【5月】

◇日曜・祝日の救急診療

時間 10:00~12:00
13:00~16:00

場所 国保日高総合病院

1日	松下 起子	医師
3日	上平 博司	医師
4日	村垣 雅代	医師
5日	田中 宏昭	医師
8日	森本 善文	医師
15日	北裏 清剛	医師
22日	垣内 弘	医師
29日	天津 寿	医師

◇土曜日の小児救急診療

時間 15:00~20:00
(受付19:30まで)

場所 国保日高総合病院

7日	中島 彰一	医師
14日	国保日高総合病院	医師
21日	島津伸一郎	医師
28日	奥田 修司	医師

- ・受診を希望する場合は、電話などで事前にご相談ください。
- ・急病でどうしても受診が必要な方が対象です。診療にあたるスタッフも限られており、薬も必要最小限しか処方できませんので、軽微な症状の場合は、本来の診療時間内にかかりつけ医に受診してください。
- ・当番医が変更になることがあります。

国保日高総合病院
☎0738-22-1111

「たき火」による

火災の防止

この時期は、まだまだ空気が乾燥した日が多く、また、行楽シーズンということもあり、例年、全国的に「たき火」が原因の火災が発生しています。

そこで、特に次の事項に注意をしていただき、火災予防へのご協力をお願いします。

①農業・林業関係者などが、野焼きなどで火気を用いる場合は、初期消火の準備をして、気象状況などに細心の注意を払ったうえで、作業を行ってください。

また、火災の危険性が高い場合は、作業を行わないでください。

②ハイカーなどの入山者は、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て禁止など、火の取り扱いには十分注意をしてください。

御坊市管内においても、田んぼや畑で刈り取った草などの焼却中に、火が周辺に燃え広がる火災が多く発生しています。

そこで、焼却を行う際は、周囲に燃えやすいものがないかを確認して、初期消火の準備を行ったうえで、必ず火の監視を行ってください。

また、焼却終了後、再び燃え出すことがないよう、完全に火が消えたことを確認してください。

なお、焼却を行う際は、火災とまぎらわしい火煙が発生します。必ず市消防本部まで届出をお願いします。

市消防本部
☎0738・22・0800

火事・救急・救助は119番

災害情報ダイヤル(音声案内)
☎0738・22・0119

おぼえよう応急手当 普通救命講習会開催

市消防本部救急救助課では、普通救命講習会を開催します。

ぜひこの機会に、普通救命講習を受講して、応急手当の知識と技術を身につけましょう。

受講を希望する方は、市消防本部救急救助課まで申し込みをしてください。

5月8日(日)13時
市消防本部
心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)の取り扱い・止血法など

先着15人
中学生以上で市内在住または在勤している方

無料
市消防本部救急救助課
☎0738・22・0800

「第十回特別弔慰金」の請求受付中

～戦没者等のご遺族の皆さんへ～

◇対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡時に、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りです。

◇支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

◇請求期間 平成30年4月2日まで

◇請求窓口・問い合わせ 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

前回弔慰金を受給した方に、あらかじめ請求案内や請求書用紙が送付されることはありません。請求書用紙等は、国保年金課に備えています。

